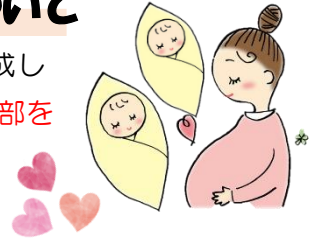


# 明石市多胎妊婦の妊婦健康診査費用の助成について

明石市では、1回の妊娠につき、合計14回120,000円を上限に妊婦健康診査費を助成しています。令和8年度から、多胎妊婦を対象に、追加で必要となった妊婦健康診査費用の一部を助成します。



## 対象者

- 妊婦健康診査受診日に明石市に住民登録がある妊婦。
- 多胎児を妊娠している（妊娠していた）妊婦で、令和8年4月1日以降に14回を超えて受診した妊婦健康診査がある方。

## 対象となる妊婦健康診査

- 通常の妊婦健康診査の対象項目と同じ。



## 回数

- 多胎妊婦1人につき、5,000円を上限に5回（計25,000円上限）を追加助成。  
※妊婦健康診査14回分を使用した後に「明石市多胎妊婦健康診査費助成券」を使用してください。

## 費用助成の方法

- 兵庫県内の「協力医療機関」であれば、助成券を使用して、助成を受けることができます。「妊婦健康診査受診予定の医療機関」または「こども健康センター」に「明石市多胎妊婦健康診査費助成券」が使用できるか確認してください。



明石市の助成券が使用できない医療機関等で受診される場合

健康診査費用を一旦全額医療機関へお支払いいただき、後日こども健康センターより払い戻しを行う償還払いの請求手続きをしてください。

## 明石市多胎妊婦健康診査費の償還払いについて

### 請求手続きに必要なもの

- ①明石市多胎妊婦健康診査費助成券（シール貼付）
- ②母子健康手帳
- ③領収書原本：受診者名・受診日・医療機関名・領収印・健診費用の記載があるもの
- ④明細書
- ⑤振込先店番号・口座番号がわかるもの（通帳など）

請求時の注意は  
妊婦健康診査助成券冊子の  
3ページをご確認ください。



### 請求期間

妊娠終了後6か月以内（例：4月1日出産の場合10月1日まで）

### 請求の対象外（助成対象外）

- ・請求期限を超えている
- ・助成回数を超えている
- ・助成対象と認められない
- ・領収書がない
- ・医療保険が適用されている/無料で受診、受験している
- ・明石市に転入前、または明石市外へ転出後に受診・受験している

●問い合わせ先：明石市こども健康センター TEL 078-918-5656 FAX 078-918-6384